

いじめ防止基本方針

糸満市立西崎小学校

令和7年3月改訂

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向

1 基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることに鑑み、全職員がこれらを認識し、いじめを行うことは絶対許さないという毅然とした姿勢で指導に取り組んでいく必要がある。

よって、いじめの未然防止を図るために、いじめが起こりにくい支持的風土の醸成を行う。さらに、いじめの深刻化を防ぐために、いじめの早期発見や、いじめを認知した場合の適切かつ速やかな対応を行う。その具体的な取組として、ここに西崎小学校いじめ防止基本方針を定める。

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
(いじめ防止対策推進法第2条)

(2) いじめの基本認識

いじめには様々な特質があるが以下の①～⑨は教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ①いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人に気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。
- ⑤「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」になりうるとともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。
- ⑥いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑦いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑧いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ⑨いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(3) いじめの判断

※「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた児童の立場に立つ。	
○ いじめは、「心身の苦痛を感じているもの」と定義するが、多様な態様があることに鑑み、それだけに限定しない。 例①いじめられていても、本人がそれを否定する場合。 例②ネット上で悪口を書き込まれているが、本人が気づいてない場合。	左記の例に関しても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要。
○ けんかやふざけ合いであっても、いじめに該当するか否かを判断する。	見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目する。
○ いじめの認知は、学校いじめ対策組織を活用して行う。	教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応をとる。

(4) 具体的ないじめの態様(例)

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤金品をたかられる
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等
- ⑨性的いたづらをされる

※犯罪行為として取り扱われるべきと認められるもの、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものは、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

2 いじめ問題に取り組むための校内組織

いじめの防止等を実効的に行うために、次の機能を担う「西崎小学校いじめ対策委員会」（生徒指導・教育相談連絡会と併用）を設置する。

(1) 構成員

校長、教頭、教務、生徒指導主任、学年生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭、

※ 状況により、学年主任、学級担任、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーも参加する。

(2) 運営及び内容

- ①毎月2回、定期的開催する。（※重大事態に発展する可能性のある事案の発生時は緊急開催とする）
- ②いじめ事案への対応（解決、解消に向けた対応及び、「重大事態」に発展させない対応等）
- ③指導方針等の協議
- ④いじめの認定といじめ発見のための調査
- ⑤「チーム学校」としての関係機関との連携
- ⑥学年間のいじめに関する情報交換
- ⑦いじめ防止の「学校基本方針」の策定（見直しと再構築）

(3) ケース会議の開催

継続的な事案や突発的な事案については、ケース会議を開き、対応を協議した後に具体的行動展開に当たるようにする。

3 いじめ防止等に関する基本的な考え方

本校においては、特に次のようなことに留意して、「いじめのない西崎小学校を目指して」学校教職員が一人丸となって、家庭や地域、関係機関等との連携のもと、取り組むものとする。

(1) いじめの防止

- いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。
- 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。
- 全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりに努める必要がある。

(2) いじめの早期発見

- いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。
 - ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。
- ※いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
- いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

- いじめがあることが確認された場合、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し詳細を確認する。
- いじめたとされる児童に対して事情を確認し適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。
- 平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要である。

(4) 家庭や地域との連携

いじめをなくしていくためには学校内外における取組が必要であり、いじめの問題に関する共通理解のもと家庭や地域との緊密な連携が不可欠である。

また、いじめの早期発見・迅速な対応という趣旨のみでなく、生命を大切にする心、他者を思いやり、協力する態度を育むうえからも、家庭や地域と連携し、取り組んでいく。

(5) 関係機関との連携

- いじめの問題への対応においては、関係機関（警察、児童相談所、医療機関等）との連携が重要である。
- 教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童へ適切に周知したりするなど、関係機関による取組と連携することも重要である。

第2 いじめ防止等のための対策の内容

1 いじめを未然に防止するための取組

(1) 教職員

- ①児童理解を深め、児童一人一人を大切にするとともに、日常的な関わりの中で職員と児童間の信頼関係や児童相互の人間関係作りを行う。
- ②「道徳」「学活」及び「人権教育」等を通して、「いじめは人間として絶対に許されないとの雰囲気」を学級全体に醸成する。
- ③児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ④教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
- ⑤いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などを、校内研修や職員会議等で周知し、平素から教職員全員の共通理解を行うようにする。
- ⑥いじめの未然防止や早期発見・いじめへの対処に関する取組方法、年間計画を作成する。
- ⑦いじめ防止や実態把握のためのアンケートや教育相談を実施し実態把握に努める。
- ⑧児童が主体的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめ防止に資する活動の充実を図る。
- ⑨非行防止教室や情報モラル教室等を実施し、いじめの防止を図る。

(2) 教育相談体制

- ①スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、市町村教育委員会の相談機関等の活用について、児童や家庭に周知するとともに、相談室の整備など、相談しやすい環境作り及び教育相談体制の確立を図る。
- ②校長の指導の下、教職員が児童との信頼関係作りを行うとともに、定期的な教育相談等を実施する。

2 いじめの早期発見に向けての取組

(1) 担任等

- ①日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ②ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- ③生活アンケートや教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- ④児童や保護者からの相談に対しては、迅速に対応する。

(2) 養護教諭

- ①保健室を利用する児童の様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じた際は、その機会を捉え、

悩み等を聞く。

②担任等と連携を密にし、情報共有に努める。

3 いじめへの対処

(1) 情報収集

①いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止めさせる。

②児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

③発見、通報を受けた場合は、速やかに関係児童から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。

④実態把握の際は他の児童の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間などに慎重な配慮を行う。

⑤いじめた児童が複数いる場合には、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。

⑥教職員、児童、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める。その際、得られた情報は確実に記録に残す。

⑦一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

(2) 指導・支援体制【西崎小学校いじめ対策委員会】

①正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。

ア 被害児童、加害児童への対応。

イ 各保護者への対応。

ウ 教育委員会や関係機関等との連携。

エ ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つ。

オ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

カ 現状を常に把握し、随時指導支援体制に修正を加え、「組織」による適切な対応を行う。

(3) 児童への指導・支援

①被害児童への対応 ※徹底的に守り通す

ア 潜在化しているいじめの行為を敏感に察知し、適切な対応を通して信頼を得られるよう努め、安心感を与える。

イ 被害を受けた児童の安全を確保するとともに、本人の訴えを本気になって傾聴し、守り通す姿勢を示す。 ※「重大事態」に発展させない

ウ 被害を受けている児童に対して、良い点を認め励まし、自分の持っている能力を学校生活の中で伸ばせるよう根気強く指導し、自信を持たせる。

エ 学校生活の中で学級内の座席、係活動や当番活動などのグループ編成に配慮し、何でも話し合えるような雰囲気作りに努め、人間関係の改善充実を図る。

オ 自己理解を深め、課題克服、自立への支援を行う。

②加害児童への対応 ※いじめが完全になくなるまで継続的に指導する

ア いじめを完全にやめさせるという姿勢で臨む。

イ いじめの事実関係、きっかけ、原因などの客観的な情報を収集、メモを取る。

・何があったのか？ ・どんなことから？ ・いつ頃からか？ ・どこで？

・どんな気持ち？ ・どんな方法で？ ・誰が（命令）したのか？ ・複数？ 等。

- ウ 不満・不安等の訴えを十分聴くとともに、いじめは人格を傷つける（生命、身体又は財産を脅かす）行為であることを認識させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- エ カウンセリング、教育相談等を行い、本人の問題解決及び成長のための支援を行う。
- オ 学級活動を通して、役割・活動・発言の場を与え、認め、所属感、成就感を持たせるとともに、教師との信頼関係を構築する。
- カ 場合によっては、出席停止等の措置も含め、毅然とした指導を行う。
- キ 必要な場合は、警察等関係機関と連携し対応する。

③いじめの観衆・傍観者への対応

- ア はやし立てることなどは、いじめの行為と同じであることを理解させる。
- イ 被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気づかせる。
- ウ いじめは他人事でないことを理解させる。
- エ いじめを知らせる勇気を持たせる。
- オ 傍観は、いじめの行為への加担と同じであることを気づかせる。

④西崎小学校いじめ対策委員会

- ア 状況に応じて、スクールカウンセラーや教育相談員等の協力が得られるよう、対応に困難がある場合のサポート体制を整える。
- イ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して見守り、折に触れ必要な支援を行う。
- ウ 指導記録等を確実に保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。

(4) 保護者との連携

- ①窓口を一本化し、教職員で情報共有を行ったのち、丁寧な説明・対応を行う。
- ②家庭訪問や電話連絡（加害、被害児童両家庭）などにより、迅速に事実関係を伝えとともに、今後の学校との連携方法について話しあう。
- ③被害児童の安全の保証や秘密の保持を約束し、できるかぎり保護者の不安を除去する。
- ④事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

(5) インターネット上のいじめへの対応

- ①誹謗・中傷等の書き込みの相談が児童・保護者等からあった場合、その内容を確認し、書き込みのあった掲示板等のURLを控えるとともに、書き込みをプリントアウトするなどして、内容を保存する。
- ②掲示板等の管理者やプロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。削除依頼は、学校等の公的なパソコンやメールアドレスを使用し、依頼者名などの個人情報を記載する必要はない。
※削除依頼のメールは「ネット上のいじめに関する対応マニュアル/文部科学省」を参照
- ③書き込み等が削除されない場合は、法務局又は那覇地方法務局に協力を求める。
- ④児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

SNS 書き込み等に関する相談窓口

警察相談専用電話…電話#9110 子どもの人権110番…電話0120-007-110

沖縄県人権相談窓口…電話098-863-9281 sorae(ソラエ)…電話098-943-5335(平日のみ)

(6) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。【少なくとも3か月を目安】。

※ いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、いじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

※ 被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

4 家庭や地域との連携

- ① 本基本方針を周知し、保護者や地域の理解を得ながら、家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるようにする。
- ② 家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図るようにする。
- ③ 学校、PTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議を行えるようにする。

5 関係機関との連携

- ① 児童相談所や福祉部局（こども未来課）等とサポート会議等を開催し、児童の状況や対策等について協議し、連携した支援の充実を図る。又、連携する際の手順等をまとめ、連携の具体化や共有化をスムーズに実現する。
- ② 法務局と連携し、いじめに関する相談窓口の周知や、人権擁護委と連携した啓発活動を行うようにする。
- ③ 主な関係機関・相談窓口
 - ア 沖縄県警察本部少年課少年サポートセンター
（862-0110（3095） 時間：月～金 09：30～18：15）
 - イ 糸満警察署（995-0110） ウ 沖縄県中央児童相談所（886-2900）
 - エ 南部福祉保健所（889-6351） オ 糸満市家庭児童相談室（840-8191（内線2127））
 - カ 糸満市教育委員会（840-8165） キ 那覇地方法務局（854-7950）

第3 重大事態への対応

1 重大事態の理解

○ いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
（生命心身財産重大事態「1号重大事態」）

※ 例：児童生徒が自殺を図った場合、身体に重大な傷害を負った場合 等

○ いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
（不登校重大事態「2号重大事態」）

※ 「相当の期間」とは年間30日を目安。ただし、一定期間、連続して欠席している場合は、この目安に関わらず、迅速に調査に着手。

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 「西崎小学校いじめ対策委員会」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（様式1）
 - （※設置者から地方公共団体の長等に報告）
- ア）「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
 - （児童が自殺を企図した場合、児童がいじめにより転校した場合等）
- イ）「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
 - （年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に調査に着手）
- ウ）児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき
 - ※学校は「重大事態」として判断後、自殺等重大事態の場合は当日又は翌日中に、不登校重大事態の場合は7日以内に発生報告

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

- 学校の下に重大事態の調査組織を設置（名称：いじめ対策委員会）

※構成員：校長、教頭、教務、生徒指導主任、学年、教育相談担当、養護教諭に加え、専門的知識・経験を有する者等の参加（委員会と調整）

- 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施（学校は設置者に発生報告（様式2））

※被害、加害児童及び保護者へ調査内容等の説明

※いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。

※これまでに学校で先行して調査している場合も調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

- いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

※調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供。

（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）

※関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

※得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

※調査結果を被害、加害児童へ説明

- 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

※いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

- 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体の場合

- 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

第4 いじめ対策年間計画

	取組事項・校内研修等	教職員におけるいじめ防止等の手立て
4月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会全体会 始業式、入学式 家庭訪問 生活アンケート 生徒指導教育相談・いじめ対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止に向けた共通理解 学級開き、いじめを許さない学級ルール作り 児童の状況や家庭環境の把握 いじめの実態把握 児童の情報交換・共通理解
5月	<ul style="list-style-type: none"> i-check・生活アンケート 生徒指導教育相談・いじめ防止委員会 	<ul style="list-style-type: none"> いじめの実態把握 児童の情報交換・共通理解
6月	<ul style="list-style-type: none"> ※いじめ防止強化月間 教育相談 生活アンケート 生徒指導教育相談・いじめ防止委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ※いじめ防止に関わる啓発活動の実施 学校や家庭のことで困ったり、悩んだりしていること等について相談を行う。 いじめの実態把握 児童の情報交換・共通理解
7月	<ul style="list-style-type: none"> 生活アンケート 夏休みの過ごし方指導 生徒指導教育相談・いじめ防止委員会 個人面談 校内研修（いじめの対応について） スクリーニングチーム会議 i-checkの分析 	<ul style="list-style-type: none"> いじめの実態把握 相談窓口の紹介 児童の情報交換・共通理解 保護者との情報交換、相談 児童理解や問題行動への対応等について 児童の情報交換、支援の検討 児童の実態把握
8月	<ul style="list-style-type: none"> 1学期の取組について点検・評価 校内研修（生徒指導に関する研修） 	<ul style="list-style-type: none"> 1学期の取組に対する成果と課題の評価 児童理解や問題行動への対応等について
9月	<ul style="list-style-type: none"> 生活アンケート 生徒指導教育相談・いじめ防止委員会 修学旅行（6年） 教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> いじめの実態把握 児童の情報交換・共通理解 修学旅行を通じた仲間づくり 学校や家庭のことで困ったり、悩んだりしていること等について相談を行う。
10月	<ul style="list-style-type: none"> i-check・生活アンケート 生徒指導教育相談・いじめ防止委員会、 	<ul style="list-style-type: none"> いじめの実態把握 児童の情報交換・共通理解
11月	<ul style="list-style-type: none"> 生活アンケート 生徒指導教育相談・いじめ防止委員会 宿泊学習（5年） 	<ul style="list-style-type: none"> いじめの実態把握 児童の情報交換・共通理解 宿泊学習を通じた仲間づくり
12月	<ul style="list-style-type: none"> 生活アンケート 生徒指導教育相談・いじめ防止委員会 冬休みの過ごし方指導 個人面談 2学期の取組について点検・評価 i-checkの分析 	<ul style="list-style-type: none"> いじめの実態把握 児童の情報交換・共通理解 相談窓口の紹介 保護者との情報交換、相談、いじめ防止の啓発 2学期の取組に対する成果と課題の評価・分析 児童の実態把握
1月	<ul style="list-style-type: none"> 糸満市教育の日（学校公開日） 生活アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者や地域の方との情報交換 いじめの実態把握

	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談 ・生徒指導教育相談・いじめ防止委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校や家庭のことで困ったり、悩んだりしていること等について相談を行う。 ・児童の情報交換・共通理解
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・生活アンケート ・生徒指導教育相談・いじめ防止委員会 ・いじめ防止基本方針の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの実態把握 ・児童の情報交換・共通理解 ・1年間の取組の成果や改善点、次年度の計画
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・生活アンケート ・生徒指導教育相談・いじめ防止委員会 ・児童引継ぎ会 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの実態把握 ・児童の情報交換・共通理解 ・配慮が必要な児童等の情報を引き継ぐ。